

租税における公平の実現

饗庭 靖之

はじめに

租税における公平の実現は、自由や権利など憲法が保障する他の人権とならんで重要であると考えられる。人間が経済的計算を伴う社会的活動を行う際には、活動の経済的成果に対して租税の負担が回ることからは、租税の負担が公平であることは、社会経済活動を行う上でのゲームのルールが公正であることに等しいと考えられる。

しかし現実には、富の集中や形成された富の維持をねらって課税を回避するための努力が行われ、タックス・ヘイブンの利用など租税における公平を掘り崩す動きが行われ続けるとともに、これが公平な社会を作ることへの裏切りと認識されて強い怒りが世界に沸き起こっている。

租税における公平を実現することは、自由で競争的な社会の形成維持のために、社会経済活動を行う基盤となるルールの公正として、必須のものであり、税制の公平についての検討が続けられ、より公平な税制を目指すことが必要と考えられ、この観点から、本稿も税制における租税の公平の実現について検討するものである。

本稿では税制のうち、特に金融所得に関する租税の公平に焦点を当てているが、金融セクターについて経済的重要性が高まっており、金融セクターにおいて、他の産業セクターと同様の租税の公平が実現されているかどうか問題になる。

租税公平主義の観点から、金融所得についての分離課税の是非、利払いを費

用として扱うことの是非、金融取引等について消費税の非課税品目としての扱いの是非を検討し、最後に地方税における法人住民税と法人事業税の問題を論じる。

第2 租税における公平の内容

1 租税公平主義の内容

租税公平主義は、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならないと、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱わなければならない原則である。

租税の根拠につき、18、9世紀は「税負担は国家から受ける保護や利益に比例して配分されるべき」とする利益説が主張された。しかし、20世紀に入ると、租税の根拠につき利益説からはなれ、租税を負担することは国民の当然の義務であり、税負担は各人の担税力に応じて配分されるべきである、という考え方が支配的となり、広く受け入れられている。

この考え方にに基づき、租税公平主義は、税につき、担税力に即した課税と租税の公平ないし中立性を要請するものとして理解されている。

租税公平主義が担税力に応じた課税を要請する主義であるとしたときの「担税力」の内容が重要であるが、「担税力」は、「ability to pay」の訳語であり、租税を経済的に負担する能力を指す。

リチャード・グードは、担税力というのは、「国の手にうつすことのできる資源を所有すること」、あるいは、「支払う者が不当な苦しみを受けることなく、または、社会的に重要な目的を著しく妨げられることなく、租税を支払いうる能力」として定義する。¹⁾

そして、金子宏教授は、「何人も自己および家族の生存を維持する必要があ

1) 水野忠恒「大系租税法」(中央経済社) 13頁

るから、所得が最低限度の生活水準を維持するのに必要な金額に達するまでは、それは担税力をもたないと考えられる。」とする²⁾。このことから、所得が最低限度の生活水準を維持するのに必要な金額を超えた部分の所得額は、担税力をもつこととなり、個人の場合は、税金を支払っても生きていけるときに担税力があり、法人の場合は、税金を支払ってもつぶれずに事業を継続していくことができるときに担税力があることとなる。

したがって、個人に対する所得税は、これを払っても生存に困難を生じないように基礎的控除制度をもって、生存に必要な部分を税金で取り上げるのを禁じ、控除対象以上の所得に対する課税を認めている。

そして、法人に対する所得についての課税である法人税は、収入から費用を差し引いた所得の範囲で課税することだから、法人の債務額と税金支払額の合計が収入を超過して債務超過になることはない。このため、法人税の支払いは事業の継続を妨げることがないので、法人税は法人の担税力の範囲内で課税することが可能な仕組みとなっている。

これに対してカルテルに対する欧米の独占禁止法の課徴金の場合は、売上高に対する一定の定められた割合を乗じた額で課している。カルテルは、違法な価格維持であるから、違法な価格維持によって結果実現されたのは、売上高が作作的に作られた金額であるから、これを課徴金の指標にしているものであるが、売上高という法人の収入を課徴金の基準とすると、課徴金を納付することによって法人が債務超過になることも生じ得る。税金においても、売上高を指標として課税することが考えられるが、この場合、法人が納税することによって、債務超過に陥ることにならないという保証がなくなってしまうので、納税を法人の担税力の範囲にとどめるためには、租税負担により法人が債務超過に陥ることを防ぐ工夫の必要がある。

2) 金子宏「租税法理論の形成と解明 上巻」(有斐閣) 30 頁

2 垂直的公平と水平的公平

租税の公平の意味には、垂直的公平と水平的公平の2つがある。

(1) 垂直的公平とは、「異なって状況にある者は、実質的に公平が確保されるように、異なって課税されなければならない」ということであり、具体的内容として、「所得税は、基礎控除等の人的控除および累進税率と結びつくことによって、担税力に即した公平な税負担の配分を可能にする。」とされる。³⁾

垂直的公平は、担税力に応じて各人の痛みを均等にするという内容を内容としている。憲法14条の平等規定は、各人の自由や権利が均等に保障されることを内容としており、各人の痛みを均等にするという内容も、憲法14条の平等規定の保障の範囲と考えられ、担税力に応じた課税ということによる垂直的公平も、憲法14条の保障の範囲と考えられる。

垂直的公平の観点からは、累進的な所得課税の公平性が問題とされうるが、憲法25条が目指す社会国家の実現のために、富の再分配が不可欠であるから、累進的な所得課税を行うことが、垂直的公平を実現するために必要とされる。

法人の場合には、累進税率が使われずに、なぜ比例税率が使われているのかについては、「法人所得税は、我が国では、ほかの多くの国の例にならぬ、比例税率で課されているが、その理由は、一つには法人税が個人所得税の前取りと考えられていること、一つには累進税率によって法人から投資に向けられるべき収益を多く奪いすぎることが好ましくない、という考慮にあるものと思われる。⁴⁾」との見解が示されている。また、「かつて米国では、法人に累進課税が行われていたが、低い税率を求めて法人を細分化することがよく行われたため、強制的連結申告制度が設けられた。」との指摘もある⁵⁾。

(2) これに対し、水平的公平は、「同様な状況にある者は、同様に課税され

3) 水野忠恒「租税法」(第5版)(有斐閣)12頁

4) 金子宏「租税法理論の形成と解明 上巻」(有斐閣)32頁

5) 岡村忠生「法人税法講義」第3版(成文堂)8頁

なければならない」という原則である⁶⁾。水平的公平は、各人の担税力が同じときは同様の課税内容とすることである。

異なる源泉から生ずる同額の所得は、源泉の如何に拘らず同一の担税力をもつというのが所得税の理論において広く承認されており、所得をその源泉の如何によって差別し課税上異なる取扱いをすることは許されない。⁷⁾⁸⁾

それは他の人よりも強く痛みを加えられることはないという各人の自由や権利が均等に保障されることを内容としている。憲法 14 条は、特定の者を不利益に扱うことを禁ずるのみならず、特定の者に合理的理由なしに特別の利益を与えることも禁止すると解されているが、平等原則が、国民の義務にも適用があるかが問題となるが、権利と義務は裏返しであるので、納税の義務についても平等原則が及ぶと考えられる。したがって、憲法 14 条は、国民に、その能力に応じ、等しく納税の義務を負うことを要請すると考えられる。

各人の担税力が同じときは同様の課税内容とすることに違反することは、水平的公平に違反し、憲法 14 条に違反することとなろう。

水平的公平からは、所得税で、長期譲渡所得は 2 分の 1 が課税対象とされていることが問題となりうる。長期譲渡所得は 2 分の 1 が課税の対象となるのは、所得が単年度で形成されたものではないから累進税率をそのままあてはめるのが不当であるからであって、「担税力は、必要生活費と所得の金額の相対関係から決まってくる」ことを否定するものではない。

3 租税における公平の裁判所の判断

租税における公平の、裁判における判断の例として、大島訴訟の最判昭和 60 年 3 月 27 日判決を取り上げる。

同訴訟では、旧所得税法が、給与所得については、事業所得のように実額に

6) 水野忠恒「大系租税法」(中央経済社) 13 頁

7) 金子宏「租税法理論の形成と解明 上巻」(有斐閣) 31 頁

8) 水野忠恒「大系租税法」(中央経済社) 13 頁

よる経費控除を認めず、概算経費控除としての給与所得控除を認めるに止まる
ことが、憲法 14 条等 1 項に違反するかどうかとの問題を争点とする。

判決は、第 1 に旧所得税法が給与所得について実額控除を認めず、給与所得
控除を設けた目的は、①「給与所得者は、事業所得者等と異なり、自己の計算
と危険とにおいて事業を遂行するものではなく、使用者の定めるところに従っ
て役務を提供し、対価として給与をもらうが、職場における勤務上必要な設備、
器具、備品等に係る費用は使用者において負担するのが通例であり、給与所得
者が勤務に関連して費用の支出をする場合であっても、各自の性格その他の主
観的事情を反映して支出形態、金額を異にし、収入金額の関連性が間接的かつ
不明確とならざるを得ず、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費と
の明瞭な区分が困難であるのが一般であること」と、②「給与所得者の申告に
基づき必要経費の額を個別的に認定して実額控除を行うことは、技術的及び量
的に相当の困難と租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上の混乱を生じる懸
念があり、また、各自の主観的事情や立証技術の巧拙によって租税負担の不公
平をもたらすおそれもある。」ためであり、租税負担を国民の間に公平に配分
するとともに、租税の徴収を確実・的確かつ効率的に実現することを制度の目
的としているので正当であるとする。

判決は、第 2 に「給与所得控除の制度が合理性を有するかどうかは、結局の
ところ、給与所得控除の額が給与所得にかかる必要経費の額との対比において
相当性を有するかどうかにかかる」とし、「職務上必要な諸設備、備品等は使
用者が負担するのが通例であり、また、職務に関し必要な旅行や通勤の費用に
充てるための金銭給付、職務の性質上欠くことのできない現物給付などおおよ
ね非課税所得として扱われていることを考慮すれば、自ら負担する必要経費の
額が一般に給与所得控除の額を明らかに上回るものと認めることは困難であ
る」とし、旧所得税法の規定は、憲法 14 条等 1 項に違反しないことを判示し
ている。

以上の判決の判断は、給与所得者と事業所得者という異なる所得間において、
実質的な公平を図るための立法措置には裁量性があり、所得の性質の違いを理

由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当で、区別の態様が著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法 14 条 1 項に反していないとしている。

5 租税法律主義

(1) 租税法律主義と租税回避行為

税は、憲法の租税法律主義により、法律の規定に該当してはじめて課税される。そのため、法律の規定に該当しないよう行動する租税回避行為が起きる。

意図的な租税回避行為は、徴税権を無効化する行為なので、意図的な租税回避行為ができないように、法律で徴税する範囲を拡大して、租税回避行為に対して徴税できるように、立法措置がとられる。

このように、法律によって形成される徴税範囲に入らないように租税回避ができるよう納税者は行動するインセンティブを持つ。このようなインセンティブが現実の行動となって更に課税範囲を拡大するたちごっこを防ぐためには、納税者間での公平性が確保されるような徴税の範囲を形成する必要がある。

(2) 租税回避行為への対応

租税回避行為に対する直接的な法的対応の手段としては、税法の中に個別的否認規定と一般的否認規定を規定することがある。

わが国では、個別的否認規定として、同族会社の行為または計算、法人組織再編成にかかる行為または計算、連結法人にかかる行為または計算その他に関する規定がある。また、一般的否認規定は導入されていないが、税負担の公平性や予見可能性・法的安定の低下や企業の競争条件の不公平性や税収確保の問題を生じさせないため、一般的否認規定を導入すべきとの意見がある。⁹⁾

租税回避についての否認規定を設けることについては、仮に一般的な否認規

9) 森信茂樹「BEPS と租税回避への対応—一般的否認規定 (GAAR) の整備を—」財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」126 号 2016 年 3 月

定を設けたとしても、租税を課するにはあらかじめ法規で課税根拠を規定しておかなければならないという租税法定主義の枠がある。

したがって、租税回避行為を実効的に防ぐためには、そもそも租税回避行為ができるような穴が開いた税法体系にすべきでないという対応が基本的に必要である。

租税回避行為ができるような穴が開いていない税法体系とは、原理原則に忠実に、例外規定を持つことなく、単純明快であって課税ベースを広く薄くする税体系にすることだと考えられる。

第2 配当所得や利子所得と他の所得との課税の公平

1 所得税の意義と配当所得の他の所得との課税の公平

所得税の意義として、「公平負担の要請に最もよく適合すること」（総合的担税力の標識として最もすぐれていること）と「公平負担の要請に最もよく適合すること」（基礎控除等の人的控除および累進税率と、結び付くことにより、担税力に即した公平な税負担の配分を可能にする）ことにあるとされる。

各所得を別々に課税する分類所得税がかつては行われていたが、すべてを合算し、一本の累進税率を適用する総合所得税に代わっている。

ただし、すべての所得を合算する前に、各所得の特性に対応した処理を行ったうえで、合算されている。

ここで、その一つである配当所得について、総合課税で合算される他の所得との対比で、課税における公平性が確保されているかを検討する。

法人税の課税根拠につき、法人の担税力に着目した独自の租税であるという考え方と、配当という形での法人への出資者の所得税を前取りするものとの二つの考え方があり、後者の出資者の所得税を前取りするものとの考え方に従えば、法人の所得に対して法人税を課しつつ、出資者の配当所得に対して所得税を課すことは、二重課税となる。

法人税を所得税の前取りとする考え方への反論として、法人税は消費者に転嫁するので、株主の所得税の前取りにはあたらないという議論がある。しかし、企業間に競争が存在する限り、税額分を消費者への販売価格に全額転嫁することはないし、企業が商品の価格を自己の利益を維持するために全面的にコントロールできるという議論は無理があると考えられる。

また、企業は法人成りすることによって、家族の間に所得を分割し、累進性の適用を回避でき、税負担を軽減できるとの議論も、法人税は、法人という事業体に比例課税し、所得税は、個人の活動に対して累進課税するという税制度の違いの間隙を利用することにつき、法人成りという問題があるとしても、法人税を所得税の前取りとする考え方への直接の反論とはならないであろう。

また、法人が利益をあげることによって、株式価値は増加するが、キャピタルゲインに対する課税は、譲渡の時点まで繰り延べられるとの反論もされるが、譲渡益課税は配当所得に対する課税と関係ないので、法人税を所得税の前取りとする考え方への直接の批判とはならないであろう。

金子教授は「法人税の相当部分は株主の負担となっているが、その程度は法人ごとに異なると考えるのが実態に合致しているものと思われる。」とする¹⁰⁾。

2 配当所得課税の現行制度

(1) 所得税法の配当所得課税の現行制度の概要

配当所得は、法人から受ける剰余金の配当等にかかる所得をいう（所得税法 24 条）。

剰余金の配当のうち、その他資本剰余金からの配当として会計処理している場合、株主の抛出からなる部分は資本の払戻と解され、その他の部分が配当所得として課税の対象となる。

上場株式等の配当は、20%の源泉徴収の対象となり、原則は総合課税の対象

10) 金子宏「租税法」有斐閣 第22版 309頁

となるが、総合課税に代えて15%の税率による申告分離税を選択できることになっている（租特8条の4第1項）。また、少額配当および大口以外の上場株式等の配当等について申告不要の特例がある（租特8条の5第1項）

配当所得のうち申告分離制度および申告不要制度の適用を選択したもの以外の総合課税の対象となる配当所得については、20%の源泉徴収のほか、配当控除制度が適用される。配当控除制度はシャープ勧告に基づいて作られた制度で、剰余金の配当等のうち、他の所得と合わせて1000万円以下の部分については、1000万円以下の部分は10%、超える分の5%が税額から控除される。これは法人税が所得税の前どりであるとの前提に立って、配当所得に対する二重課税を調整するための措置である。¹¹⁾

(2) 法人税法の配当所得課税の現行制度の概要

法人が内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等（以下「受取配当等」という）は、その全部または一部を益金の額に算入しないものとされている。完全子法人株式等、関係法人株式等、連結法人株式等にかかる配当等の額はその全額、その他の株式にかかる配当等の額の50%を益金に算入しないこととされている（法人23条1項、81条の41項、47項、8項）。受取配当の益金の不算入は、シャープ勧告の法人税を所得税の前どりと見る考え方に基づく制度で、法人の受取り配当等に対しては支払い法人の段階ですでに法人税が課税されているから、法人所得に対して何回も重複して課税することを避けるためには、受取法人の段階でそれを法人税の対象から除外する必要があるという考慮によるものである。¹²⁾

11) 金子宏「租税法」22版（弘文堂）223頁

12) 金子宏「租税法」22版（弘文堂）348頁

3 配当所得課税の税額控除制度の公平性の検討

法人税と株主の所得税は、二重課税であることを理由として、受取配当の一部を所得から控除する配当所得の税額控除を行うことは、租税公平主義に適合するか検討する。

(1) 法人税額では調整できないこと

まず、基礎的なことから確認すると、株式会社は法人なので、株式会社の利益については、納税主体となるべきである。株主は、株式会社に対して出資を行っているのであって、会社事業を営んでいるのではないから、株式会社の利益についての納税者とはならない。

また、株主は、株式会社に対して出資を行っているの、出資行為の対価として、株式配当を受け、株式譲渡時に株式譲渡益を得ることについては、株式会社の利益ではなく、株主の利益として得ているものであるから、株主は、これらについて、納税主体となる。

株主の配当所得は、株主の出資行為に対するリターンであり、株主配当による個人の所得への課税は、法人の事業活動によって得られた収益に対する課税ではなく、法人の利益の個人への移転という行為を原因として発生する。

そして仮に、法人税額を減額する税額調整をするとすると、法人が配当しないときは税額調整が行われないので、この場合に比べて法人税額を減額することは、配当しない法人との間で合理的な理由なく差別することとなる。法人の所得に法人税が課税された上で、さらに株主に配当所得課税されることは、利益を内部留保した場合に比べて法人に負担を与えているものではないので、法人税額を減額する税額調整をすべきではないことになる。

それでは、株主の取得する配当所得についての課税において税額調整すべきなのか。本来、配当所得は、法人株主、個人株主にとって、他の種類の所得と変わりなく、担税力は他の種類の所得と同様に評価されるので、他の種類の所得と同様に、法人の場合は比例課税、個人の場合は総合累進課税されるべきで

ある。

そのときに、配当利益に対する所得課税において税額調整をすることとするのは、配当所得を、配当以外の所得に比べると、合理的な理由で利益を与えることと評価できるのかの問題となる。

(2) 法人税と配当所得課税は二重課税とはいえないこと

法人が営む事業収益に対する課税について、法人所得についての法人税の課税と、株主配当への所得税の課税は、1つの事業活動によって得られた収益に2回の課税を行うこととなるが、重複した課税行為により株主が会社に出資することを抑制することとなっているか検討する。

資本家が、自分の事業構想を実現する手段として、自らの資金を出資して会社を設立したとき、会社事業は、自ら行う事業と言えるので、会社利益の配当に対して所得税を課せばよいのであって、法人課税をするのは適当でないと言えるか。

株主の出資行為は、自らが事業活動を行うことと同視することはできない。

資本主義とは、財・サービスの生産手段を所有する者が、労働者から雇用契約により対価を支払って労働力を取得し、生産費用を上回る価格（価値）を持つ財・サービスを販売して利益を得る経済構造であるため、株式会社とは、事業を営む者が、資本、労働を結合して事業を営む事業体である。

株式会社における資本調達の方法は、出資と融資があるのであり、株主の出資行為は、会社の事業活動を構成する資本と経営と労働のうちの資本調達の1方法にすぎない。

以上のことから、株主が会社の所有者であり、会社の事業収益からの株主配当は、所有者として事業収益取得行為と単純にみなすことはできない。

(3) 法人課税は株主の負担となっているか

それでも、法人の利益の発生と、法人の利益の個人への移転というのは、別の事象であるとして、「1つの収益行為について、担税力が2つあると評価し、

2 回の課税を行っていること」にならないか。すなわち、活動する事業実態が一つしかないのに、法人が関与することによって、担税力を見出す主体が法人と株主という二つになると、法人と株主の双方の利益に課税をすることは、実質的に二重に課税することにならないか。

法人と個人が活動する実体が異なっているのであれば、一つの事業実態しかないということではできないであろう。法人は組織として活動しているのであり、組織として事業により収益をあげているのであれば、事業による組織の所得には担税力がある。その法人の株式を取得して株主となった者は、法人の事業活動とは別に、自己の事業として株式の取得行為をしているのであり、法人の事業活動と個人の株式取得行為は別個の活動であって、法人と株主へのそれぞれの課税が、一つの法人事業活動への重複した課税とは言えないであろう。

しかし、個人が事業を行う手段として法人形式を使用しようとして法人を設立した場合などには、法人の事業活動と個人の株式取得行為は別個の活動として捉えるのは実態に適合せず、活動する事業の実態は一つというべきであり、法人が関与することによって、担税力を見出す主体が二つあるとして、それぞれの利益に課税をしていくと、法人と個人の活動が両方への課税によって制約され、法人と個人の行動が課税によって行動を阻害させるおそれがある。その結果、法人による事業活動を回避して、事業家個人で事業活動をするような行動を引き起こすおそれがある。

このような事態を避けるためには、法人への課税と、個人への配当所得を調整する必要がある。法人税は、法人が納税義務を負うものである以上、法人税を支払う法人財産が株主に帰属する財産でない以上、形式的には、「法人税の相当部分は株主の負担となっている」ということはできないが、「配当利益に課税しないときに比べて、配当利益に課税するときは、法人税を法人が支払うことによって、課税された分の配当可能利益が減少し、その結果として、出資者の配当所得は、課税額分の減少をしている」ことにより、実質的には、法人税の相当部分は株主の負担となっている」である。

(4) 法人課税により配当可能利益が減少することの合理性

この場合に、法人に対する課税により、出資者の配当所得が課税額分の減少をしていることには合理性もある。それは、出資者への配当可能利益が法人課税額分の減少をしていることについては、株式制度という有限責任制度を利用するメリットの対価として評価される部分があるからである。

株主が例えば一人で事業を起こすために株式会社を設立した場合のように、支配株主が会社事業に深く関わっている場合であっても、株主は株式会社制度の有限責任制により、会社の負う負債から遮断されているので、会社倒産時には、会社の負う負債は公共団体をはじめ他者が負担することになる。

株主が負わない倒産による損害は、会社と取引関係にある多数の者が負うのであり、これらの者が負う損害の救済やあるいは支援を公共団体は行う義務があり、また会社倒産による従業員の生存権を確保する措置等は国が負うのであり、また支払われない負債のうちには公共団体の税債権や社会保険料債権なども大きく占めるのである。このような倒産によるコストについて、公共団体は最終的な責任の担い手となっているのであり、したがって、このような責任の担い手となっている公共団体は、法人が債務超過になって倒産して公共団体が費用を徴収できなくなる前に法人税の形で費用を前払いしてもらうことが必要である。

株主は、有限責任で会社倒産の危険から遮断されているのであり、公共団体が費用の前払いを受けるために、株主の出資行為に対するリターンである株主の配当所得が制限されることは必要であり、株主が受け入れなくてはならないことである。

この場合、法人に対する課税により出資者への配当可能利益が課税額分の減少をしている額と、株式制度という有限責任制度を利用するメリットの対価として評価される額が、等しい額なのかどうか問題は残る。

法人が債務超過になって倒産して公共団体が費用を徴収できなくなる前に法人税の形で費用を前払いしてもらうことが必要な額は、一義的に定まるものではなく、それは社会として決定していくことが必要であり、立法によって決定

されるべき事項であろう。

すなわち、法人に対する課税額が、法人が債務超過になって倒産して公共団体が費用を徴収できなくなる前に法人税の形で費用を前払いしてもらうことが必要な額と引き合っているのか、それより小さい金額として決定されるべきかは、立法によって決定されるべき事項である点で、立法裁量に委ねられる。

そして、小さい額として定められたときは、法人に対する課税により出資者の配当所得が減少している額と、法人が債務超過になって倒産して公共団体が費用を徴収できなくなる前に法人税の形で費用を前払いしてもらうことが必要な額との差額は、出資者の配当所得に対する課税の前取りにあたり、その金額を、配当所得への所得税から控除することが、配当所得への公平な課税のために必要となる。

ちなみにシャウブ勧告は、配当所得を他の所得と合算して総合的に所得税を計算する場合に、配当所得の一定割合（25%）を税額から控除することを勧告している。

(5) 申告分離課税制度の不当性

現行制度では、「総合課税に代えて 15% の税率による申告分離税を選択できることになっている（租特 8 条の 4 第 1 項）」ことは、配当所得を、所得課税の原則である総合累進課税の外に置くことは、上記の立法裁量性の範囲外であり、他の所得が総合累進課税されていることとの間では公平性を欠いている。

申告分離課税制度の配当所得を総合課税の外におくことは、他の所得が総合課税されていることから、大島訴訟判決で示された違憲判断基準である「立法目的からみて、区別の態様が著しく不合理であることが明らか」であるおそれがあり、立法裁量性の範囲を逸脱しているおそれがあると考えられる。

分離課税することは、所得の種類に応じた実質的公平を確保する手段にとどまるのであって、高所得者において、配当所得者が現行の配当所得分離課税制度で得ているような他の所得との間で不平等を招く税制は許されない。株主の配当所得については、他の所得と区別する合理性はないので、総合課税により、

個人の場合は総合課税で累進課税を、法人の場合は総合課税で比例課税を行うべきである。

これに対し、個人の場合に、給与所得者には給与所得控除があり、事業所得者は経費の控除制度があるのに対し、これらの所得を得ていないで、もっぱら配当所得に依存している者には、経費の控除制度に相当する所得控除制度があってもよく、現行制度で、総合課税を選択した者に認められている配当控除制度（剰余金の配当等のうち、他の所得と合わせて1000万円以下の部分については、1000万円以下の部分は10%、超える分の5%が税額から控除される）は、立法裁量性の範囲内であると考えられる。

また、法人税法で、法人が内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等（以下「受取配当等」という）は、その全部または一部を益金の額に算入しないものとされており、完全子法人株式等、関係法人株式等、連結法人株式等の他の株式については、配当等の額の50%を益金に算入しないこととされている（法人23条1項、81条の41項、47項、8項）も立法裁量性の範囲内であると考えられる。

4 所得税における利子所得の他の所得との課税における公平

(1) 利子所得の現行制度

所得税法上、利子所得は、特別措置として、すべて他の所得と分離して一律に比例税率（15%、住民税と合わせて20%）（租特3条、3条の3）で源泉分離徴収される等して課税されている。

この制度は、利子所得の発生の大量性、ならびに元本たる金融商品の多様性および不動性にかんがみると、簡素で中立的な制度が好ましいという理由による。¹³⁾

所得税が源泉徴収制度を採用していることとの関係で、法人も所得税の納税

13) 金子宏「租税法」22版（弘文堂）210頁

義務者とされており (所得税 5 条 3 項・4 項)、法人に対して支払われる利子・配当についても、個人に対して支払われる場合と同様に、それを支払う者に源泉徴収の義務を課しており (所得税 212 条 3 項)、法人は支払いを受ける利子・配当等について、源泉所得税の納税義務を負わされる (所得税 174 条・175 条)。受取利息は、その全額が益金の額に算入されるが、二重課税を防止するため、源泉徴収された所得税額は、法人税の税額から控除される。

(2) 利子所得税制の不当性

利子所得について、所得税で分離課税されていることは、現行制度で、配当所得につき分離課税を選択できることと平仄を合わせているが、前述のとおり、配当所得につき分離課税を選択できることは、立法者に認められた裁量権の範囲を逸脱しているおそれがあり、利子所得を総合課税の対象にしないことも、他の所得が総合累進課税されていることと異なる取扱いをする合理性が見出されず、租税における公平を欠くので、徴税の容易のために源泉徴収されていることにかかわらず、総合累進課税の対象とすべきである。

第 3 借入金利息と株主への利益配当金の課税における公平

1 借入金利息支払いを税務会計上損金算入することについて

(1) 資本調達の方法である出資と融資について

株主の出資行為に対しては、株主へのリターンとして、配当を行うことが必要である。

融資行為に対しては、融資者へのリターンとして、融資金の利息の支払いをすることが必要である。

株主への配当支払いは、法人の税務会計上損金に算入されず、融資の利息の支払いは損金に算入されている。

以上の税務会計上の処理は、会社の株主への配当支払いの場合には、法人利

益への法人税課税を伴う点で、法人税課税を伴わない利息の支払いを行う融資による資金調達を行うことへのインセンティブを働かせることとなるが、インセンティブが働くことは、株主への配当と、融資の利息の支払いについて、租税上の公平が図られているかとの検討を要する問題と考えられる。

自己資本では配当が損金として控除されないのに、借入金も損金として控除されてきたため、日本の企業の自己資本比率が急激に下がったと主張がされたことがあった。日本の企業の自己資本比率が下がったことには、日本では高い貯蓄率で銀行が豊富な資金を持っていたため、これに資金調達を依存した企業の借入金依存が高まったことも考えられるが、支払利子は損金として控除されるが、株式損金として配当は控除できないことは、資金調達の手段として、出資よりも借入を有利にし、出資により資本調達をする直接金融を抑制する効果を持っていることは明らかである。

資本調達の手段として、借入資本に依存することから自己資本中心にしていくことへ転換することが望ましい。借入が元本の返済と利子の支払いを義務的に行わなければならない点で、経費が売上を超過して企業が倒産するリスクを生じるのに対し、出資の場合は、配当が利益の範囲内から行うことで、企業が倒産リスクを生じさせないからである。

負債残高が大きく自己負債比率が高いときは、いったん経済環境が悪化して、企業の売り上げが低減するなどによりキャッシュフローが悪化したときには、貸付金の返済圧力は一気に倒産圧力となる。これは、小さい経済危機や経済全般が悪化したときにおいても、企業が少なからず倒産危機に直面することとなる点で、地震や豪雨などを想定することなく災害危機に備えなしにその日暮らしをしているようなものであって、特段の事情があるときを除いて、企業経営上望ましくない。したがって、企業の資金調達において、借入に依存する程度を下げ自己資本比率を高めるべきである。

(2) 借入に節税効果があることの是非

その一方、企業が資金調達のために増資を選択することは、増資によって既

存株主の持分を希薄化し株主利益を害するという懸念から、増資に対する抵抗を生むおそれがあり、また会社と株主の会社情報に関する非対照性から、株式の真実の価値への懸念で株式の引受け手が見つからないこともありうる。

ペッキングオーダー理論が力説するように、会社の資金調達手段として、内部留保が最も容易で、次いで、負債（融資、社債）が資金調達手段となり、そして株式発行は、資金調達の最後の選択肢となるとされる。

これに加え、会社の株主への配当支払いは、会計上益金に算入され、融資の利息の支払いは、会計上損金に算入される。

企業会計において、「有利子負債の支払利息は税法上費用控除の対象となるため、負債には節税効果がある。」とされている。節税効果があるのは、融資によって負債を負う方が負債を負わないときよりも、利息支払いにより法人の利益が減少することによって課税額が減少する効果を生じるからである。現行の法人所得の計算上、利子を支払うことは損金として控除されるが、配当は控除できないため、法人は株主から必要な資金を調達するにあたって、出資ないし増資をできるだけ少なめにし、その代わりに借入れを多くすることによって、法人税の負担を減少させることができる。

これは、出資行為のリターンである会社の株主への配当よりも、融資や社債引き受けのリターンである融資や社債の利息の支払いにインセンティブを与えている。本来融資を受けることと出資により資金拠出してもらうことは税務上中立であるべきなのに、課税額が減少して融資を選択するようにバイアスをかけるのは好ましいことではない。これは、会社の株主への配当支払いと、融資の利息の支払いについての租税における公平が図られていないことを意味する。

このため、企業の資金調達において、負債（融資と社債）と資本（出資）は均等の条件による資金調達方法とするように、借入れについて、支払利子は損金に算入できないこととして、出資金による資金調達とイコールフットィングさせることが考えられる。

そのうえで、融資については、貸付を行う銀行等が、審査機能を発揮することにより、適切な資本供給を行いつつ、一方、負債にのみ依存することは会社

の倒産リスクを高めることとなるから、資本（出資）増加のために、株式について一般投資家が会社情報へのアクセスを改善するよう会社が会社情報を開示していく努力を行うことにより、負債（融資と社債）と資本（出資）の適切なバランスにより資本調達を行っていく状況を作り出すべきである。

そのための前提条件が、会社の株主への配当支払いと、融資の利息の支払いは、いずれも、会社の資金調達方法である出資を求めることと借入れをすることの対価である点で、同等に扱うこととするために、株式配当が利益処分とされていることに対応させて、借入利子について損金不算入として課税の対象とすることが考えられる。

(3) 借入金利息を損金として扱う現行制度

損金の意義について、法人税法 22 条 4 項は、法人の収益・費用等の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるべき旨を定めている。

利払いの企業会計上の扱いは、利払い契約に基づく利子債務は、会社計算規則第 6 条で、「負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めのない限り、会計帳簿に債務額を付さなければならない」と規定され、未払利子債務は負債に計上されることになる。

企業会計原則注解（昭和 29 年 7 月 14 日大蔵省企業会計審議会中間報告）の注 5 の (3) は、「未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払いが終わらないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。」とする。

以上のように、利子債務は負債に計上され、費用として扱われる。企業会計原則注解が、役務の提供に対して、対価の支払いをしたときは、物の提供を受けたときは物があるのでこれを資産計上すればよいが、役務は資産計上できないので、計数上、金銭の支払額分、企業の財産が減少するとして損金として扱

われている。

しかし、利子の支払いを、税制上、配当の支払いと同質的に扱う必要があるときは、配当の支払いが損金として扱われないのと同様に利子の支払いを損金として扱わずに、利子支払債務を負債として扱わないことができると考えられる。

税法で、利子支払いを損金として扱わないことは認められている。アメリカやドイツでは、一定の場合に法人の株主からの借入を出資とみなし、それにかかる支払利子は損金に算入できないこととしている。

日本では、国際取引について過小資本税制がとられ、わが国の法人と 50% 以上の出資その他の特別の関係にある非居住者または外国法人（国外支配株主）と資金を提供する者および当該資金の供与に関係のある者（資金供与者等）に対する、わが国の法人が利子を支払う場合において、平均負債残高が、国外支配株主等の資本持分の 3 倍を超えている場合には、支払う利子等の額のうち、その超える部分に対応する金額を損金に算入しないこととしている。

このような過小資本税制度の規定があることは、規定を整備することによって借入金利息支払を損金不算入とすることが可能であることを示している。

(4) 出資と借入れの接近

会社事業は、資本主義の下では、事業を企図する経営者が、資本（資金）を調達して、労働力を使用して事業を実施するものとされている。

会社に資本を提供する者は、事業の経営をするのではなく、資金を提供することの結果による事業からのリターンを目的として、資金を提供しているのである。

資本（資金）を提供する者は、株主、社債権者、融資者などである。

このうち、株主は、株主総会を通じて、会社の基本的事項を決定する権限が与えられているが、返済が保証されない出資金という形で資金提供していることの保護のために株主の権限が認められているのであって、資本を提供する者が、資金提供の結果のリターンを強く要求することは、株主、社債権者、融資

者いずれにおいても変わらない。

したがって、株主の出資と、社債権者の社債購入及び融資者の融資は、いずれも会社事業への資金拠出方法である点で、会社の会計上同質的に扱う観点での対応が必要であることを示している。

そして近年は、出資と融資の中間的方法として劣後債や、株式転換権付き社債が出てきており、出資と融資は、資金拠出方法として接近し、連続的となってきた。

トヨタは、2015年7月2日に、発行価格決定日の普通株式株価の126~130%というプレミアム付き発行価格で株式発行した。この株式は議決権があり5年間は売却不可、配当は初年度から発行価格に対して、年率0.5%、1.0%、1.5%、2.0%とし、5年目以降は2.5%とし、普通株への1:1の転換権付き、また発行価格での取得を会社に請求可能としており、元本の返還を保証している。

この株式が、5年間の配当を固定し、発行価格での会社への買取請求を認めていることは、実質的に社債の権利内容であり、さらに普通株式への転換権を認めていることから、転換社債型新株予約権付社債に等しいものである。

この株式が示しているのは、株式と社債の境界線は崩れてきており、権利内容が株式と社債で連続的に変化することが可能であることを示している。これは、個々の資金調達方法につき、エクイティとデットの線をどこで引くかというとらえ方で対応できなくなっており、出資と借入れを資金拠出方法として同質的に扱う観点での対応が必要になってきていることを示している。

(5) 会社法的な整理

株式会社の利益処分は、会社の事業によって生じた利益を配分する行為である。配分の対象は、事業資金拠出者に対する配分、会社経営者に対する配分、会社の投資行為への配分がある。

事業を行うには、資金が必須となる場所、その資金拠出の方法として、株式というエクイティへの出資による方法と、融資を受けるという負債（デッ

ト) による方法がある。

エクイティへの出資による方法と、融資を受けるという負債（デット）による方法は、株式会社の資金調達の方法として、相互に代替可能であり、株式会社は選択的に利用できる。

株式を有する株主は、株主総会における議決権を通じて、会社の重要事項を決定する権限を有するが、支配的な地位や有意に会社経営に影響を与える大口株主の場合を除いて、会社経営への関与は限定され、一般の株主の地位と融資を行った者や社債権者の地位は類似する。

会社資本の供給者に対し、事業を行った成果としての法人利益を資金提供者に配分するのが利益処分である。すなわち、支払配当を法人の利益の処分とすることが、株主に対する配当利益は法人利益を株主に配分するという制度趣旨から導かれ、融資先に利息としてリターンを支払うことも、会社の事業成果の資金調達先に対する利益の配分として法人利益の融資先へ配分するものとしてとらえられる。

エクイティへの出資による方法と、融資を受けるという負債（デット）による方法は、資金の拠出方法の種類に過ぎず、そこからのリターンである株式の利益配当や利息金は、資金拠出のリターンであるから、株式会社の事業によって形成された利益を配分するものとして、株式会社の利益処分として扱うことができる。

このため、融資を受けたときの利息金の支払いを、株式会社の利益処分行為として損金不算入とし、エクイティへの出資による資金調達方法と、融資を受けるという負債（デット）による資金調達方法を、税制面で公平に扱うことが考えられる。

2 支払利子を損金に不算入とすることの問題点

借入金利息を損金算入して会計処理計算したときに、利益が出ていない場合において、借入金利息を損金に不算入に変えて処理を行うと、利益が出ている

こととなるときがある。この利益に対して法人税が発生することとなるが、借入金利息は実際に支払われているため、会社は実際には利益が出ていないにもかかわらず税金を支払うこととなり、所得課税が実質的に存在しない利益に対して行われていることになる。これは、担税力がないにもかかわらず課税を行っていることとなるので、租税公平主義を逸脱するのではないかとの問題を生ずる。

この問題を解決するためには、借入金利息を損金不算入とすることの原則を、借入金利息よりも法人に生じる利益の方が小さいときは、生じた利益の額のみを所得とし、借入金利息額から生じる利益を控除した額は、損金に算入することを認めることが必要である。これにより、会社は利益が出ていないにもかかわらず税金を支払うという事態を回避することができる。

以上の扱いにより、借入金利息支払額にあたる金額を所得として納税させても、企業が所得という担税力の範囲内で納税することとなるので企業の継続性を害さない。これにより、借入金利息支払額にあたる金額に対する課税を、会社の担税力の範囲内に収めることができる。

そして、支払利子を損金に算入できないこととすることは、利益があるときは、利子支払いを利益処分行為とすることだけで、利益がないときは、利子支払を損金算入するので、貸付に対する利子支払いが義務履行行為であることと矛盾しない。

このように、利益がある範囲に限定して、支払利子を損金に算入しない扱いとすることは、利益が生じないときでも義務履行行為である利子の支払いをしなければならないことと矛盾を生じない。

(5) また、利息支払いを損金不算入とすると、利息支払額に対して原則として課税され、課税相当額の利益が減少することにより、その分、利益配当や内部留保による投資に充てる財源を減少させてしまうこととならないか検討する。

利益処分の対象である内部留保金が企業が持続的に成長するために必要な投資に充てられる金員であるとき、それを削減しないようにする配慮が必要であ

る。企業の持続的成長のために必要な投資に充てられる所得を確保するための配慮として、法人税制は、累進税率をとることなく、比例税率が採用され、所得に比例して会社は利益処分を行う原資を有している。

利息支払いを損金不算入とすることは、課税の公平性ないし資本増強の政策的誘導の必要性の問題として考えられるべきことであり、法人所得への課税にかかわらず利益配当や内部留保による投資に充てる財源を確保することは、法人税率のあり方で検討すべき問題と考えられる。

3 役員報酬を損金に算入することについて

役員の報酬以外の「賞与」については、伝統的に、分配可能額の中から剰余金の処分として支給されるのが通常であったが、賞与も業績連動型報酬と同性格のものであるとの考えから、発生時に費用として会計処理する方法が現れた。そして、平成 18 年度から、同族会社に該当しない会社の業務執行取締役に支給される利益に関する指標を基礎として算定される給与で、報酬委員会が決定する等の適正な手続を経ておりかつ有価証券報告書等により開示されている等の一定の要件を満たすものとして、定期同額給与（毎月）、事前届出給与、利益連動給与という 3 つの役員給与支払いは、法人税法上損金と認められることとなった。

役員報酬は、企業が利益が出ないときは払わなくてよいかというと、委任契約の対価であり、受託者責任の履行の対価を払わなくてよいということにはならない。このことから、役員報酬は、委任契約により義務的に負っている債務支払に充てられるものであり、3 つの役員給与支払いの損金算入を認める制度は、3 つの役員給与は、会社に利益が生じているかどうかにかかわらず会社は支払う義務を負うから、損金に算入するものとされたのであろう。

しかし、会社事業の遂行について受託者責任を負う会社経営者の報酬は、事業を行った成果としての法人利益を会社経営者に配分するということを基本的性格としており、取締役の報酬は成功報酬が基本である。

会社事業は、資本主義の下では、経営者が、資本を調達して、労働力を使用して事業を行うという形態をとることから、会社資本の供給者である株主への配当が事業を行った成果としての法人利益を株主に配分するという性格を持つのと同様に、会社事業を企図した経営者への報酬は、会社の利益の配分という性格を持たせるべきである。

取締役が会社から受ける報酬、賞与その他の職務執行の対価である財産上の利益については、これを取締役自身が定めるのは利益相反行為であるため、金額、算定方法又は具体的な内容を定款ないし株主総会で定めなければならないとされている。取締役の報酬を原則として会社の利益の中から支払われることとすることは、会社事業がどれだけ利益を上げることができたかということへの取締役の貢献に対する応分の取り分を取締役に認めることを意味することとなるから、取締役の経営責任を明確にすることに適合的である。

第4 消費税における公平

1 問題点

金融・保険取引や不動産取引は、その取引の対象である有価証券、金融商品や不動産はほかの物と同じように消費の対象として観念することができないとの理由で、消費税の対象となっていない。このことを、消費税の担税力は何かの検討を通じ、租税公平主義の観点から検討する。

消費税は、物、サービスを取得するため代金の支払いがなされることに担税力を見出して行う課税である。有価証券や金融商品、不動産を取得するため代金の支払いがなされるとき、他の物、サービスを取得するための代金支払いと同様の担税力が見出しうるものであり、これらに対して消費税を非課税とすることは、租税公平主義からの逸脱とならないかを検討する。

2 消費税の課税対象と算定法

(1) 消費税の課税対象

消費税の課税の対象は、事業者が行う、事業として対価を得て行う①資産の譲渡（資産の同一性を保持しつつ、それを他人に移転すること）、②資産の貸付け（資産に係る権利の設定）、③役務の提供（以上消費税法 2 条 1 項 8 号）、④輸入取引（保税地域から外国貨物の引き取り（消費税法 4 条 2 項））である。

消費税の納税義務者は、課税資産の譲渡等を行った事業者及び保税地域から外国貨物を引き取る者である。

消費税は、最終的な消費行為よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、税負担が物品やサービスのコストに含まれて最終的に消費者に転嫁することが予定されている間接消費税であり、最終的な消費行為そのものを対象として課される直接消費税ではない。

消費税が最終的な消費行為よりも前の製造から小売までの多段階で課税される方式なのは、購入者が事業者として転売すると消費のための購入ではなくなることから、最終の消費行為というのが一義的に確定できないため、各取引段階で課税していくことが必要なためであろう。

(2) 消費税の算定法

消費税は、原材料の製造から小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値に対する課税を行う付加価値税である。付加価値は、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額で算定する（控除法）か、製造から小売までの各段階の付加された価値を加算して算定する（加算法）。

日本の消費税は、控除法の一種として、課税期間内の総売上金額に税率を適用して得られた金額から、同一課税期間内の仕入に含まれていた前段階の税額を控除することによって税額を算出する「仕入税額控除方式」がとられている。

3 消費税の担税力

(1) 消費税は、消費そのものではなく、消費支出に担税力を認めて課税されるものであると一般に解されている。

これに対し、付加価値税としての消費税の担税力を、事業者が作り出した付加価値をもって担税力であると考える余地もあろう。

消費税の消費者への負担の方式として「内税方式」をとると、消費税分が消費者に転嫁されていることを外形的に証拠立てるものがなくなり、消費税の納税義務者である事業者自身が担税力を担っていると考えて、事業者が作り出した付加価値をもって担税力であるとするのも自然な感じはする。

しかし、消費者への課税の転嫁を外形的に明らかにしない総額表示方式を強制する消費税法 63 条の適用は特別措置法で緩和されているが、事業者は外税方式と内税方式のいずれの方式をとっても、消費者に課税の負担を転嫁することが認められている。もし事業者自身が担税力を担っているのであれば、消費者に消費税の課税の負担を明示的に転嫁することはできなくなる。このことから、消費税の担税力は消費者の支出が担っていることが結論される。

消費税は、「財又はサービスを購入する人は、その対価を支払えるときは、その対価に税金額を加えた額を対価とすることにしても支払うことができなくなることはない」という判断を基に、財又はサービスを購入する行為に担税力を見出しているものであり、このように消費支出に担税力を担わせている。

所得税が個人の所得として新たに取得する経済的価値に担税力を見出し、消費税が消費者の消費支出に担税力を認めているので、個人の所得と支出にそれぞれ課税するので、所得税と消費税は担税力を見出しているものが違う。例えば、貯蓄から消費支出するときは、所得税は課税されないが、消費税は課税されるというように、同一のものに担税力を見い出してはいない。

(2) 消費税の担税力の性格

消費税は、消費そのものでなく、消費支出に担税力を認めて課税されるもの

である。「財又はサービスを購入する人は、その対価を支払えるときは、その対価に税金額を加えた額を対価とすることにしても支払うことができなくなることはない」という判断を基に、財又はサービスを購入する行為に担税力を見出していることは、消費税の担税力は、財・サービスの価格を消費税額分の値上げをさせることによって、その値上げ分を納税させることによって、値上げ分に担税力を見出していることを意味する。したがって、消費税は、財・サービスの一般価格の上昇、すなわち消費税納税により物価上昇させて、物価上昇分に担税力を担わせているのが、消費税の担税力の性格である。

(3) 消費税に非課税品目を設けるべきでないこと

消費税が、財・サービスの一般価格の上昇、すなわち消費税納税による、物価上昇分に担税力を担わせていることから、消費税の課税対象である財・サービスの一部に、非課税品目を設けることは、課税品目では物価水準が上昇し、非課税品目では物価水準が上昇しないという、跛行的な物価水準が形成されることになる。

これは、課税品目と非課税品目の間で異なる価格水準が形成され、課税品目と非課税品目の間での最適資源の配分が実現されないことになる。このことは、非課税取引である金融取引や不動産取引については、その取引に消費税額分の補助金が交付されているのと同様のことであるので、わが国における最適資源の配分を、合理性なく実現させないこととしているものであり、消費税について、財・サービスの購入について、非課税取引の品目を設けたり、軽減税率品目を設けたりすべきでないことは明らかである。

4 有価証券の譲渡、金融・保険取引、土地の譲渡・貸付は、その性質上消費税になじまないとして非課税とされていることの妥当性

(1) 金融取引に対する非課税は妥当か

有価証券の譲渡、金融・保険取引について、有価証券や金融商品についてはほ

かの物と同様に消費の対象として観念できず、また、金融取引はたんなる資本の振替ないし移転であることから通常の財貨やサービスの流れに課税する消費税になじみにくく、消費税の対象となっていないと説明される¹⁴⁾。

また、金融取引の非課税措置は、一般に資金の移動そのものは消費の対象ではない、資金の借入れは財貨やサービスを得る行為ではない、金融取引には一般に付加価値税を課さないという国際的慣行がある、などと説明される。

これに対して、「預入金の保管、運用は銀行の行う役務の提供であるから、理論上は、この保管、運用費用も消費税の対象から除外する理由はない、との指摘がある。(中略)一定の非課税措置については、本当に消費になじまないかどうかの検討が必要になる。これらの諸措置については、広義の消費に当たるから課税することができる、という理由づけもありえよう。しかしながら、対価を得て行われる取引のみを課税対象とする消費税の組み立てを重視するならば、消費支出または販売能力があるがゆえに、当該取引には消費税の担税力がある、と説明することが、より合理的であるように思われる。また、これらの非課税措置は、消費税の性格になじまないといわれるが、他面では政策的考慮を含んでいる場合もありうる(金融取引の非課税など)と思われ、その当否は、単純な性格論のみで判断できる問題でもなさそうである。」¹⁵⁾との指摘がある。

購入者が、購入物の価値を消費し尽くさない点については、消費税は、消費者(個人、法人)が代金を支払う行為に担税力を見出しているのであって、消費することに担税力を見出しているのではないから、モノないしサービスを消費しないと消費税の対象にならないという理由にならない。

「金融取引は資本の振替ないし移転である」という命題は、金融取引では、金融商品を消費していないという説明だが、金融取引では、金融商品という財を購入するために、代金を支払う行為に担税力を見出すことができるのであって、金融取引を消費税の非課税取引としていることは合理的理由がない。

14) 岩下忠吾「総説 消費税法」(財経詳報社 平成16年)127頁

15) 田中治「納税義務者・課税取引と非課税取引」『租税法と市場』(有斐閣 2014年)714頁

(2) 金銭消費貸借、預金について

消費税は、貸付による対価の支払いも対象とする。

物の貸付のときには、物を貸し付けることにより物を使用収益することができることの対価として、代金が支払われることが、消費税の担税力の評価の対象となっている。

金を貸し付けることも、貸付けの代金が支払われることが、消費税の担税力の評価の対象となる。したがって、金銭消費貸借契約の利息についても、消費税の課税対象とすべきである。

また、金融機関が預金を受け入れるときの預金利息は、預け入れられた金銭の使用収益の対価であり、金銭消費寄託契約では、金銭の所有権を一時的に移されることによる使用収益の利益と金銭を返さないかもしれないリスク負担の対価として預金利息が支払われることから、預金利息についても、消費税の課税対象となるべきである。したがって、会社が銀行に預金するときの預金利息を、消費税の課税対象とすべきである¹⁶⁾。

これに対して、個人が銀行に預金するときは、事業者でない個人は消費税を納税する義務を負わない。金融取引が非課税とする理由として、「仮に金融取引に係る利子を受取側で課税とした場合には、本来消費税の納税義務者とならない家計の預金利息は課税されない。そうすると、金融機関が支払う預金利息は非課税となる家計の預金に対するものと消費税が課税される事業者の預金に対するものとに区分する必要が生じ、また市場金利が課税、非課税の影響を受けて2分化され市場の混乱を招くことが予想されること」との説明がある¹⁷⁾。しかし、技術の進展などにより、金融機関が支払う預金利息は非課税となる家計の預金に対するものと消費税が課税される事業者の預金に対するものとに区分との対応は可能であろう。

16) 金子宏「租税法理論の形成と解明 下巻」(有斐閣 2010年) 378頁

17) 岩下忠吾「総説 消費税法」(財経詳報社 平成16年) 127頁

(3) 保険取引を課税しないのは妥当か

「保険取引や共済は、大数の法則の下で構成された集団の中で相互保障のために資金をプールし、一定の事由（生命・財務等に対する災害等）の発生に対して構成員に払い戻すものであり、全体としては同一集団内での資金のやり取りである」ことが、保険料を対価とする役務の提供が非課税とされる理由であるとの説明がある。¹⁸⁾

しかし、保険契約や共済契約で、生命・財務等に対する災害等の発生によるリスクを分散してもらうサービスを取得することの対価を支払うことは、「事業として対価を得て行われるリスクの譲渡並びにリスクを負担するという役務の提供」として、消費税の対象となる適格性がある¹⁹⁾。

(4) 不動産取引に消費税を課税しないのは妥当か

「土地の譲渡・貸付の場合、土地の買受人は、土地が不動産として、消費し尽くせないものであるため、ほかの物と同様に消費の対象として観念できないので、消費税の対象となっていないこと、あるいは土地等の譲渡等は消費そのものではなく、たんなる資本の振替ないし移転であることから消費税の非課税取引とされている」と説明される²⁰⁾。

しかし、「土地取引の特色は、土地が建物や機械・設備のように、使用や時間の経過によって、摩滅ないし消耗しないことにある。この点に着目すれば、土地取引はその性質上消費税になじまないという考え方にも、たしかに一理がある。しかし、ダイヤモンドや貴金属も摩滅することはないが、消費税の課税対象とされている。したがって、土地も使用によって摩滅しないという理由のみで消費税になじまないとはいえない。ダイヤモンド等が課税の対象とされているのは、それによって得られる用益またはその所有によって得られる満足感が、広義のサービスに当たるからである。土地についても、同様の用益ないし

18) 岩下忠吾「総説 消費税法」（財経詳報社 平成16年）129頁

19) 金子宏「租税法理論の形成と解明 下巻」（有斐閣 2010年）379頁

20) 岩下忠吾「総説 消費税法」（財経詳報社 平成16年）119頁

満足感が生ずる。したがって、土地の購入ないし賃借を消費税の対象とすることには理論上の障害はない。」との批判がある。²¹⁾

消費税は、消費者（個人、法人）が代金を支払う行為に担税力を見出しているのであって、消費することに担税力を見出しているのではないことから、不動産取引は、不動産という財を購入するために、代金を支払う行為に担税力を見出すことができるのであって、不動産取引をたんに資本の振替ないし移転であることから消費税の非課税取引としていることは不適切である。

現行税制上、都道府県税であるが、不動産取得税が不動産の所有権の取得に担税力を担わせていることは、不動産取引の代金支払いに担税力を担わせる消費税の課税対象とすることに障害はないことを示している。

そして、不動産取得税は、不動産取引のうち、不動産の売買による取得のみを課税対象とし、不動産の賃貸借による利用権の取得を課税対象としていないが、不動産の取得の代金支払いのみならず不動産の賃貸借の賃料の支払いにも担税力があるから、不動産取得税が不動産の賃貸借による利用権の取得に課税しないことは、不動産の売買と賃貸借の間の課税上の公平が確保されていない。

これは、担税力が存在する対象に対して公平に広く課税することが怠われていることを示しているが、さらに税制の空隙を縫って租税回避行為が行われる温床を作り出している（例えば不動産の売買を長期賃貸借に偽装する行為等）。

このため、不動産の売買による取得及び賃貸による利用権の取得を等しく課税の対象とすべきであり、不動産取得税を廃止して、不動産取引に消費税を課税することの必要性を示している。

5 金融取引と不動産取引に対する消費税課税の方法

(1) 控除法による課税

消費税は付加価値税であるため、付加価値を、事業の総売上金額から、その

21) 金子宏「租税法理論の形成と解明 下巻」(有斐閣 2010年) 380頁

事業のために購入した土地建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額で算定するが、税額を算定する際に「仕入税額控除方式」によることができるのは、商品の多段階にわたる取引の各段階で価値が付加される商品の場合に可能である。

しかし、金融取引や不動産取引における課税資産の譲渡等の価額は、市況の変動により、価格が上下変動する。このような商品が売買され、流通している場合の消費税課税においては、多段階の各段階ごとに価値が付加されていくことを前提として、各段階ごとの納税額を足し上げた合計額を税額控除する「仕入税額控除方式」を採用することができない。

仕入税額控除方式は、付加価値税の一つの控除方法であり、仕入税額控除方式がとれないときは、付加価値税の他の控除方法によるべきである。金融取引や不動産取引での付加価値に対する課税として、当該課税事業者が、譲渡する価格から前段階の譲り受けた価格を控除した額に税率を乗じて算出すべきである。このような譲渡価格の増加分への課税（控除法）により、消費税額を算定することができる。

仕入税額控除法は、簡便な課税方式であるゆえ、それによりうるときはよるべきであるが、課税資産の譲渡価額が、市場価格等の変動により、変動する商品では、仕入税額控除法はとりえないので、譲渡価格の増加分への課税（控除法）によるべきである。

(2) 控除法による課税の譲渡所得税との違い等

金融取引や不動産取引についてだけ、譲渡価格の増加分への課税（控除法）をとることについては、売る側は、譲渡する価格から前段階の譲り受けた価格を控除した額を基準として所得として譲渡所得税を課されているので重複を生じるのではないかという点を検討すると、譲渡所得税は、財・サービスの販売者が負担しているのであり、消費税は財・サービスの購入者である消費者が負担するので、譲渡所得税と消費税はそれぞれの課税の担税者が異なるのであるから、二重課税にはあたらない。

また、金融取引や不動産取引における課税資産の譲渡等の価額は、市況の変動により、変動することからは、一つの商品が輻輳流通する過程で、市況が循環的に変動すると、消費税が複数回課税されることとなるが、それによって、当該商品の取引において複数回課税されることにより、結局消費税の負担が、他の商品の場合よりも加重されることとならないかとの点は、次のとおり考えられる。

一つの商品が輻輳流通することのない他の財・サービスの場合は、消費税の課税は仕入税額控除法により、消費者が一回的に税金を負担する。これに対して、一つの商品が輻輳流通する金融取引や不動産取引における課税資産の場合は、異時に一つの商品につき、複数回消費税が課税されることがありうるが、市況の変動により循環的に価格変動する中で異時に商品を購入する行為は、前の時点と後の時点の購入行為は別途の商品購入行為なので、それぞれに消費税が課税されても、それぞれの消費者の負担する課税は一回的に行われることになるので、現在消費税の対象となっている商品の場合よりも消費税の負担が加重されるものではない。

(4) EU付加価値税でも金融取引や不動産取引は非課税とされているのに対し、
わが国だけが金融取引や不動産取引を課税取引としてよいのか。

消費税は、国内の財・サービスの提供と輸入取引という国内における取引を課税対象としており、国際的な財やサービスの貿易に影響を与えるものではないことから、諸外国と法制を揃える必要はない。

諸外国の法制は、諸外国の事情でできているものであるのであって、諸外国の法制をそのまま模倣することが妥当な結論になるものではない。

EU付加価値税に対しては、ジェームズ・マーリーズ卿を座長として取りまとめられたマーリーズ・レビューは、「老化し、機能不全に陥った古い租税」であるとし、その原因は複数税率構造と広範な非課税項目にあると指摘している。²²⁾

22) 西山由美「EU付加価値税の現状と課題—マーリーズ・レビューを踏まえて—」

この批判は、付加価値税に広範な非課税品目や軽減税率の品目があることは、租税の公平に反しているから、人々の支持を得ることができなくなるおそれがあることを示している。

EU付加価値税において非課税品目や軽減税率の品目について、日本の消費税ではそのような扱いをせず課税品目となったときにも、消費税が、財・サービスの一般価格の上昇、すなわち消費税課税による物価上昇分に担税力を見出していることから、EU付加価値税における非課税品目や軽減税率品目に属する商品が、日本に輸入されたときには、日本の消費税法にしたがって課税が決定されるので、何ら問題を生じることにはならない。したがって、消費税の非課税品目につき、他の国と同一の取扱をすべきことにはならない。

第5 租税公平主義から国際的な租税回避を防ぐための課税制度

国際取引における課税の問題は、国際的な二重課税を排除して各主権国家の課税権を調整して外国の国民や企業に対してどのように課税するか、複数の国家の税制の相違を利用して租税回避が行われることに対する対応、主権国家の領域を超えて行われる活動に調査権をどのように及ぼすかなどの問題があるが、租税公平主義の観点から、インターネット等を通じて国境を越えて行われる取引への課税の問題と、国際税務の執行の問題を取り上げる。

1 インターネットを通じて国境を越えて行われる取引への課税の公平性

(1) 財・サービスの提供地管轄国に課税権を認めること

今日、生産を担う企業行動は大きく変化している。多国籍企業は、いずれかの国に本拠があり、その本拠が支店や子会社を各国に配置して世界的なネット

ワークを築きあげているという形態でとらえられてきた。しかし、インターネットなど情報手段の発達により、会社の業務執行の意思決定を行うなどの本社機能が地理的に固定されなくなってきた実態があり、多国籍企業の「本拠」という物理的中核組織は、法人の所在登記がなされている場所としてあるものの、本拠が所在しているという地理的所在の機能上の意味は希薄化している。

さらにデジタル化された商品の場合には、消費地の認定はできても、どこでつくられ、どこが販売した土地かという認定は不可能ないし意味を持たなくなっている。このため、商品の販売行為は消費地を中心に認定することが必要となっている。

このため、多国籍企業を、子会社や支店を世界に張り巡らせて活動する企業活動としてとらえるのではなく、世界の消費者を相手に商品を販売する企業活動としてとらえていく必要がある。

現状の多国籍企業の中には、多様な税制を持つ各国で子会社を展開し、なかならずくタックスヘブンを含めて各国の税制を活用することによって、相応の税負担を負っていないものがみられる。各国が多国籍企業に対して提供している行政サービスの原資を得るため、これらの多国籍企業に適正な税負担を求めべく、国際的にハーモナイズした課税制度を構築する必要がある。²³⁾

このためには、国際的な企業活動について、特定の国に本拠があり、それが子会社や支店を各国に配置して活動していることを前提に、企業の本店が所在する国が、この企業を「居住者」としてとらえ、それ以外の国は、この企業を非居住者としてとらえ、「PE（恒久的施設）なければ課税なし」の原則にしたがって、原則的に課税しない取扱いをしてきた税制を、財・サービスの提供地を中心に課税していく税制に切り替えていく必要が生じている。

国際的な取引につき、二重課税を防止する仕組みとして作り上げられたのが、「PE（恒久的施設）なければ課税なし」の原則税制を、今日、租税公平主義

23) 渡辺博史「経済教室」2018年8月7日（日本経済新聞）

の下で、国際的な企業活動に対して適切な課税を行っていくためには、P E（恒久的施設）の有無で所得の源泉の所在地により国内源泉所得と国外源泉所得に分けて課税していく枠組みを超えていくことが必要になっている。

(2) I O T企業への財・サービス購入者の居住地国側の課税の必要性

インターネットにより国内でサービスを提供する外国企業の事業についての国際課税は、サービス購入者の居住国の現地法人と同視して課税すべきである。

インターネットにより国際的に財・サービスを提供する行為については、消費地の認定はできても、どこでつくられ、どこが販売した土地かという認定をほとんど不可能ないし無意味にしておき、商品の販売行為を消費地を中心に認定していくことが必要となっている。

インターネットにより国境を越えて財・サービスを提供する外国企業の事業者と、他国の財・サービスの購入者の間の取引では、外国企業の本拠の所在国で財・サービスの提供のための行為が行われ、他国の財・サービスの購入者の居住国で財・サービスの提供の受領・消費が行われており、購入者の居住国でも財・サービスの販売活動が行われている。

インターネットにより国際的に財・サービスを提供する事業活動については、国際的に消費者を相手に商品を販売する企業活動としてとらえていく必要があり、各国がこのような事業活動を行うことに対して提供している行政サービスの原資を得るため、これらのインターネットにより国際的に財・サービスを提供する事業会社に適正な税負担を求め、財・サービスを購入消費する者の居住国の課税制度を構築する必要がある。

課税権が、ネットサービス利用国側になく所得源泉国にのみあると、特にインターネット取引により財・サービスを提供する事業者の所得源泉国がタックスヘイブンのとき、租税回避ができてしまい、ネット取引を行う会社への課税が適正に行われないことになる。

例えば代表的I O T企業は、ダブルアイリッシュ、ダッチ・サンドウィッチと呼ばれる手法で、アイルランドとオランダ間の租税条約がライセンス料につ

き支払国側で源泉徴収しないこととしていることを利用して、海外事業の収益を、アイルランド、オランダ、アイルランドと経由させて、C F C 税制の適用を逃れてタックス・ヘイブン国に所得源泉地を置くことを可能にしている。

(3) 国内規定及び租税条約を I O T 企業への課税と整合させる必要性

所得税法および法人税法は、非居住者ないし外国法人に対しては、我が国の国内に源泉のある所得（国内源泉所得）に対してのみ課税することとしている（所得税法 5 条、7 条、法人税法 4 条、9 条）。

所得税法 161 条および法人税法 138 条は、「国内の事業または国内にある資産の運用・保有・譲渡から生ずる所得」、「国内における人的役務の提供を主たる内容とする事業により生ずる所得」などを国内源泉所得としている。

したがって、外国法人が、「国外から」インターネット等を使って人的役務の提供を行ったときは、その対価は国外源泉所得であり、法人税は非課税とされている。

インターネットにより国際的に財・サービスを提供する事業活動については、国際的に消費者を相手に商品を販売する企業活動としてとらえていく必要があり、各国がこのような事業活動を行うことに対して提供している行政サービスの原資を得るため、これらのインターネットにより国際的に財・サービスを提供する事業会社に適正な税負担を求めべく、法律上の手当てがされるべきである。

しかし、このような法規制はたんに国内規制であるだけでなく、我が国が締結している租税条約上の規律でもある。

所得税法 162 条、法人税法 139 条は、租税条約で別段の定めがされている場合は、それによることとされており、条約上の定めが国内税法に優先することとされている。

わが国の締結した租税条約の事業所得条項は、O E C D モデル租税条約の規定に準拠している。

O E C D 租税モデル条約は、国内で法人格を持つ外国企業の現地法人は、内

国法人として課税されるが、外国企業は、恒久的施設（P E）を通じて事業を行わない限り、サービスの提供事業所得も含めて、「利得」に課税されることはないことを規定している。

これは、一方の国の企業が、他方の国に恒久的施設を有するまでは、当該企業が一方の国の経済活動に参加しているとみなされ、他方の国が当該企業の利得に課税権をもつべきではないという考えに基づく。

恒久的施設（P E）にのみすべての国内源泉所得への課税を認めるのは、貿易取引や事業の準備的活動を課税の対象から除外することによって、国際的経済活動に対する租税の阻害効果をできるだけ排除することが目的であるとされる。

インターネットによって国際的な事業活動を行っているときに、恒久的施設（P E）がないと課税されないのは、インターネットによらないで行われる事業活動が自国内で行われているときに課税されていることと公平性を欠いており、ネットサービス利用国側の課税権が阻害されている状況を改善し、ネットサービス利用国側の課税権を認めていくことが必要である。

このため、「P Eなければ課税なし」の原則を、インターネットにより国際的に財・サービスを提供する行為について、適用しないこととする必要がある。

そして、多国籍企業が、各国に所在する現地法人から、知的財産の使用料として支払いを受けている収入に対しても、ネットサービス利用国側が課税権を有することが必要である。

(4) 多国間及び二国間の交渉の必要性

O E C Dモデル租税条約の「P Eなければ課税なし」の原則の枠外に出るとは、わが国が締結してきた租税条約の内容と齟齬を来すので、租税条約の改定交渉を行っていくことが必要である。

課税対象の収益は、事業者の経済活動により稼得されたと考えられることから、両国が事業者の経済活動が行われた国と考えられることから、事業者の活動が行われている国と事業者の居住国が課税権を有すると考えられ、事業者の

活動が行われている国と事業者の居住国による二重課税を避けるためには、サービスの提供国と供給国の課税権の調整の交渉が必要である。

しかし、有力な国際ネット企業が所在するアメリカとの間で締結されている日米租税条約を、アメリカのネット企業が日本で行う活動に対して課税することにつき、米国政府の同意が得られることは困難であるとして、国際ネット企業の海外の事業活動に対する課税については、OECD モデル条約における事業所得条項の改正等の議論の決着に委ねるべきだという議論は考えられる。

しかしながら、租税公平主義の実現のためには、国際ネット企業に対する課税を実現することは、我が国の租税における公平の実現を図る問題であり、その問題の解決のために多国間及び二国間での交渉の努力が必要である。

それでも、「PE なければ課税なし」の原則がインターネットを利用して行われる財・サービスの提供行為に対する適正な課税のための壁になるときは、この原則が企業の「利得」に対してのものであるため、所得以外に対する課税の方法について検討していくことが必要であろう。

2 課税の執行体制整備の問題

(1) 海外への資金移動と国外財産についての報告義務

デジタル化された商品の販売行為は消費地を中心に認定し、多国籍企業を、世界の消費者に対して商品・サービスを提供する企業活動としてとらえて、国境を越えて財・サービスを供給する外国企業の事業者に対して課税の執行をしていくための体制を整える必要がある。そのために最も必要なことは、税務当局が的確に納税義務の存否を把握することである。

税務当局が納税義務の存否を把握するための制度としては、納税者に納付すべき税額の申告の義務が課され、納税義務を負う者は、租税職員の質問・検査の対象となり、計算書の提出義務が課されている。

また、納税義務がある者と取引関係のある、銀行などの第三者も、租税職員の質問・検査の対象となり、計算書や支払調書の提出義務が課されている。

国内居住者が、外国に送金して、取引によって資金を移動し、その結果所得を得るとき、わが国の課税当局は、所得を知ることができる必要がある。

日本の課税当局は、金融機関等を通じて100万円超の国内外送金のなされる国際取引そのものを把握し、国境を超える資本の移動を把握する。

国内居住者が外国の銀行に送金する事実は、国外送金等調書により把握される（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条）。国外送金等をする者は、その氏名・名称・住所等を記載した告知書を金融機関の営業所に提出しなければならず、金融機関の営業所は、住民票の写し等により告知書提出者の本人確認を行い、取り扱った顧客の国外送金等のうち100万円をこえるものについて、顧客の氏名・名称・送金額等を記載した調書（国外送金等調書）を所轄税務署長に提出する義務がある。

さらに、日本の課税当局は、国内居住者が外国の銀行に送金したお金を取引によって資金を移動し、その結果所得を得る事実を把握するため、5000万円を超える国外財産を有する場合は、氏名・名称・国外財産の種類、数量及び価額等を記載した調書（国外財産調書）を所轄税務署長に提出する義務が課されている（法第5条）。

米国のIRS（内国歳入庁）は、外国の金融機関と契約を結び、外国金融機関に口座を有する米国人の情報を提供させ、非協力口座については30%の源泉徴収税をペナルティとして課しており、わが国も同様の情報把握手段を持ちうる可能性を検討する必要がある。

(2) 質問検査権の強化

税務当局が、国内で、租税債権の確定のために質問検査権を行使する場合において、納税義務者が質問検査の行使を拒否、妨害したときは、罰則を科すことや、情報提供の協力義務違反を理由に推計課税等により課税処分を行うことができる。

しかし、税務当局が国外で質問検査を行ったとき、問題点としては、納税義務者の海外支店または取引先等が質問検査を拒否する場合に、日本の行政罰は

適用できず、情報取得のための強制権限を有しない。

質問検査権に強制力を裏打ちしている検査不協力に対する処罰規定は、現行法では国外に及ばず、国外に所在する居住者等（内国法人を含む）または非居住者等（外国法人を含む）およびそれらの支店等（恒久的施設）に対して及ばない。

しかし、質問検査権を実効あらしめるため、国外に所在する居住者等（内国法人を含む）または非居住者等（外国法人を含む）およびそれらの支店等（恒久的施設またはこれらと取引関係にある国外の取引先等）に対して、質問検査を拒否、妨害したときは、罰則を科すことの検討も必要と考えられる。

租税公平主義の実現のためには、課税権の行使のための質問検査について行政罰につき、属地主義を、行為者が国外にしようとも法を適用する保護主義に転換することを意味するが、その可能性は検討されるべきだと考えられる。

(3) 政府間の税務情報の交換

国は、国際法上、他国の領域において当該他国の同意を得ずに公権力の行使を行うことはできない。したがって、他国の領土内で、臨場調査、租税犯則調査その他の調査は実施できない。このような措置が他国で必要である場合、当該他国の行政共助又は司法共助を要請することとなる。

政府間の税務情報の交換により、納税義務者の居住国における実効的な課税を実現することは、租税公平主義の実現にとって重要であり、そのような政府間の税務情報の交換を深化させることは重要と考えられる²⁴⁾。

EUは、預金利子の支払者が非居住者に関する一定の口座情報を、支払者所在地国の当局に報告し、当局は居住地国の当局に自動的に情報提供することを推進している。

一方、米国は、外国口座コンプライアンス確保法（FATCA）により、米

24) 国際課税における金融口座情報の共有体制の確立（吉村政穂）「租税法と市場」（有斐閣 2014）

国人が保有する国内金融資産の把握を目的として、外国金融機関に対して内国歳入庁との間で契約を締結して、米国人が保有する金融口座の特定及び同口座に関する一定の情報の報告を行うよう求めている。それとともに、その代替措置として、外国金融機関がその所在する国の当局に口座情報を提供することや、外国金融機関は、米国人が保有する金融口座の特定及び同口座に関する情報の報告を促進する措置を内容とする政府間協定締結が進められている。

(3) 徴収共助への体制整備

また、国際的な企業活動を、財・サービスの提供地を中心に課税していく税制に切り替えていくためには、財・サービスの提供がされる者が居住する国が、課税権を有することとなるが、その租税債権の徴収を、企業の本拠所在国の税務当局に依頼できる仕組みが整備されることが必要であり、租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する徴収共助の体制整備のため、租税に関する相互支援に関する条約を進展させる必要がある。

第6 地方税における租税公平主義

1 地方団体の財政力の均等化のため、法人住民税と法人事業税を地方交付税の原資として、地方団体に配分する仕組みの必要

東京、大阪、名古屋等の大都市部、とりわけ東京都に大きな担税力のある大会社等の法人が集中していることから、法人住民税と法人事業税の税収は、大都市圏に偏在することとなっている。

このような状態の結果として、大都市圏の地方団体の高い税収により、大都市圏所在の住民、法人が、他の地域とは異なり、高い税収によって可能となる高い行政サービスを享受するか、あるいは大都市圏の地方団体が豊富な財源を支出に自由に使用できる状態にあるのがよいのかという問題が顕在化している。

租税公平主義は、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなけれ

ばならないという法原則である。租税の根拠について、税負担は国家から受ける保護や利益に比例して配分されるべきという利益説は、19 世紀までの考え方として捨てられている。

しかし、地方税は、行政のサービスに対応した住民の納税義務という応益負担による課税という性格が強いとされ、地方税を課する根拠として、担税力に応じた課税という応能負担の考え方のみならず、行政からの受益に応じた課税という利益説に基づいた応益負担の考え方がある。

そして、法人住民税と法人事業税については、地方自治体の自主財源主義の下で、管内の法人事業所が納税する法人住民税と法人事業税を、地方自治体が固有の財源として取得することとされている。法人の所在が大都市圏に集中し偏在していることから、その結果税収が大都市圏に集中していることについて、利益説を基にして、地方税の応益的な性格から、大都市圏が取得することは正当だとの主張が大都市圏の地方団体によってなされている。

しかし、応能負担に基づき、地方税の主要税項目である法人住民税と法人事業税の課税においては、税負担が担税力に応じて法人間で公平に配分されている中で、法人住民税と法人事業税の課税根拠として、応益負担と応能負担として考えてよいのかということが問題となる。

また、地方団体の財源の確保のために、地方団体が法人住民税などの地方税の税収によってもなお財政力の弱い地方団体を、国が支える仕組みとして地方交付税制度があるので、地方交付税制度によって地方団体の財政調整の解決を図り得る限界を踏まえて、法人住民税と法人事業税のあり方を検討することが必要と考えられる。

2 自主財政主義と地方税

(1) 地方団体の法人住民税と法人事業税の課税権

地方団体が、国に依存することなく、地方自治の本旨に従ってその事務を処理するためには、課税権、すなわち必要な財源を自ら調達する権能が不可欠で

あることから、地方自治の要素として、地方団体に課税権があると解されている。

地方自治体の税収の中で、住民税、固定資産税と並んで、法人住民税と法人事業税が中心的な収入となっている。

そして会社は大都市圏に集中し、法人住民税と法人事業税の税収は、大都市圏に偏在している。このため、大都市圏の地方団体と、それ以外の地方自治体の間で、財政的な不均衡が生じ、財政力の格差が生じている。

(2) 地方税における標準税率の役割

このような中で、地方税について全国一律の税率で運営するのは不合理と考えられる。しかし、地方団体ごとに税制がまちまちになり、住民の税負担がはなはだしく不均衡になるのを防ぐために、地方団体の課税権に対して国の法律で統一的な準則や枠を設けることは認められる。

そのため、地方税の税率については、標準税率が定められているが、自主財政主義の観点から、地方税法は、財政上その他の必要がある場合には、標準税率によることを要しないことを規定している。

「財政上その他の必要があると認める場合これによることを要しない」という地方税法1条1項5号の規定は、標準税率によらないこととできる理由を「財政上その他の必要」に限定しているので、財政上標準税率までの高い税率である必要がないとの理由で標準税率を下回る税率とすることを認めているとは言い難い。

財政力が貧困な地方団体は、標準税率を上回って、法人住民税と法人事業税を課すべきである。しかし、もともと法人が集まらない過疎な地方団体で標準税率を上回って、法人住民税と法人事業税を課するとすれば、ますます法人が当該地方団体の管轄地域から去り、税収が乏しくなるおそれがあり、標準税率を上回って、法人住民税と法人事業税を課することは困難であろう。

これに対して、財政力を過剰に有する地方団体は、標準税率を下回って、地方団体が租税を賦課・徴収すべきだと考えられる。しかし、標準税率による財

政上の必要がなければ標準税率を下回ることも認めるべきであるが、「財政上その他の必要があると認める場合これによることを要しない」という地方税法 1 条 1 項 5 号の規定は、それを正面から認めているとは言い難い規定となっている。

3 法人住民税と法人事業税における応益負担と応能負担について

(1) 応益負担の説明の限界

大都市圏の地方団体は受益と負担の一致を主張しているが、この主張は、租税を応益負担で説明する利益説に基づいているが、この主張には、大都市圏の法人と住民は高い金額の納税負担をしているから、高い行政サービスが受けられるというニュアンスを含んでいる。

応能負担に基づき、地方税の主要税項目である法人住民税と法人事業税の課税においては、税負担が担税力に応じて法人間で公平に配分されている中で、法人住民税と法人事業税の課税根拠として、応益負担と応能負担として考えてよいのかということが問題となる。

利益説は、租税は市民が国家等の公共団体から受ける利益の対価であるから、受けるサービスに対応して賦課されるべきだとするが、租税を応益負担で説明する利益説は、「各人が国家等の公共団体から受けるサービスを測定しそれを計量化することは、殆ど不可能に近いから、利益説が税負担の配分に関する基準の設定という点で致命的な難点をもっていることは明らかである」²⁵⁾。

仮に測定計量化しえたとしても、法人住民税と法人事業税の課税根拠を応益負担だけで説明すると、法人住民税と法人事業税を受け取る行政団体が行政サービスを実施する費用は、行政サービスの受益度に応じて事業者に税の負担が割り振られることになる。その場合、行政が非効率なため、受益者の受益の額を超えて行政費用がかかる場合を生じうるが、このとき、受益した限度を超え

25) 金子宏「租税法理論の形成と解明 上巻」(有斐閣) 31 頁

て課税する必要を生じるが、これが認められるのか問題となる。

税法以外の行政法の受益者負担については、受益を超えて徴収することは認められていない。例えば、環境基本法 38 条は、「国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部または一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定し、受益を超えて費用徴収することは認められない。

税金に関してのみ、行政団体からの受益の額を超えた納税義務を負うことを認め、行政サービスを受業者に行政費用の全部を受業者の受益度に応じて負担させることは、行政から受ける保護や利益と、行政に対する税負担との間に対価性を認めることになり、行政に対して税負担をする者に、自らの税負担額に比例して、行政から受ける保護や利益を受ける権利を認める必要を生ずる。

これは、地方団体が住民のための地方政府であることを否定し、納税者のための地方政府であることを意味し、地方政府を含めた国家から受ける保護や権利の平等を保障する憲法に抵触し、到底取りえない考えである。

したがって応益負担は、行政団体から受ける受益に比例した納税を負担する義務を負うことを正当化できないので、法人住民税と法人事業税の課税根拠を応益負担だけで説明することは不可能である。

法人住民税と法人事業税には、当該都道府県内に所在する法人に担税力を担わせており、法人住民税と法人事業税の課税根拠には、税一般の共通の原理である担税力に応じて課税するという応能負担が必ず存在する。

(2) 法人住民税と法人事業税を所在地地方団体の独占的収入とすることについて

法人住民税の 4 分の 3 を法人税額を課税標準とする所得割が占め、法人事業税の標準税率が、資本金 1 億円を超える法人に対しては、法人の付加価値額、資本額、所得額に応じた課税の合計額となっており、法人の担税力に応じて課税額が決まっていることから、法人住民税と法人事業税が応能負担を基本的

な性格としていることは明らかである。

法人住民税と法人事業税が、法人がどれだけ納税する能力があるかという担税力に応じて課税することとされていることは、法人の受けている行政サービスの程度に応じた課税でないことを示している。

法人住民税と法人事業税のうちの応能負担の部分の納税が、法人の所在する地方団体の行う行政サービスによる受益に対応していないことから、法人の所在する地方団体がその部分の税金を取得することの理由はなくなる。

当該法人の活動は所在する当該地方団体の範囲内で完結していることはまれであり、都道府県の境界を越えて活動して、日本全国を市場としているのであり、その事業の結果として、所得を上げて担税力を取得しているのもあって、このように形成された担税力に応じて納税された税金を、法人の所在する地方団体が独占的に取得する根拠はない。

大都市圏に大企業等が偏在し、大企業等からの法人住民税と法人事業税の応能負担部分の納税を、大都市圏の地方団体が全て自らの収入としていることは、合理性はない。

4 法人住民税と法人事業税の税収配分のあり方

(1) 地方団体間の財政調整の必要性

各地方団体において、必要な予算額と税収入との間に不均衡を生じている原因に、法人住民税と法人事業税がある。

地方税の課税根拠の応益負担と応能負担のうち、応能負担の税収は、法人が大都市圏に偏在しているため、大都市圏の地方団体に集中して税収が入ることとなるが、上記のとおり、法人住民税と法人事業税に、応益負担の要素の部分があるとしても、大都市圏に偏在している法人からの法人住民税と法人事業税収入を大都市圏の地方団体が独占して自己の収入とすることは正当化されない。

法人の偏在状況に合わせて、地方自治体の財政状況が左右されるべきではないことから、法人住民税と法人事業税の税収は、各地方自治体の行政需要に

応じて、各地方自治体に配分されなければならない。

(2) 地方団体間の財政調整の方法

地方団体間の財政力の格差の解消を目的とする財政調整を、法人住民税と法人事業税の税収の配分によって行う必要がある。

現在の地方交付税は、国の税収を、財政力の乏しい地方団体の財政補てんに充てることを目的としていることから、地方交付税で財政力の乏しい地方団体に対する財政補てんはできても、富裕な地方団体は富裕なままで放置される。このため、地方交付税制度だけでは、富裕な地方団体と財政力の乏しい地方団体との格差は是正されない。この格差を是正するためには、個別の地方団体が法人住民税と法人事業税を個別に独占して税収として取得するのではなく、全国の地方団体が一つの窓口で、法人住民税と法人事業税を徴収し、これを各地方団体に割り振る仕組みにすることが必要である。

地方財政平衡交付金について国と地方団体との間で紛争が絶えなかった経緯からは、国が、地方団体の税源の過不足の調整をすることは、地方団体の自主財政主義の観点から好ましくないとして摩擦を生じるおそれがある。

このような摩擦を緩和するためには、すべての地方団体の総意の下に、統一した基準財政需要額と基準財政収入額の算定方法を作成すべきである。この地方団体の統一した基準財政需要額と基準財政収入額の算定方法に基づき、各日本全国の法人から一つの窓口で徴収した法人住民税と法人事業税の総額を、地方団体の基準財政需要額と基準財政収入額との差の額に応じて、按分比例で各地方団体に交付するのが適切である。

そして、このように法人住民税と法人事業税収入を各地方団体に交付してなお各地方団体の基準財政需要額を基準財政収入額が下回る地方団体に対して、国が、現在の国の税収を税源とする地方交付税を交付することとするのが適切である。

応益負担の観点から、法人に対して地方団体がした行政サービスの費用についての受益者負担を求めることが必要であるという受益と負担の一致を求める

主張に対しても、上記の基準財政需要額の算定において、地方団体がした行政サービスの費用が含まれていることになるから、ある地方団体に所在する法人が納税した法人住民税と法人事業税の応益負担にあたる部分は、当該地方団体の基準財政需要額の中に含まれ、地方交付税として当該地方団体に交付されるので、地方団体が受益者負担を求める趣旨は満足されることとなる。

(3) 地方団体間の競争

以上のような法人住民税と法人事業税のあり方についての適正化が図られることなく、「法人の偏在状況に合わせて、地方自治体の財政状況が左右される」ことが放置されるのであれば、大都市圏以外の地方団体は、標準税率に従って課税することを続ける必要はないと考えられる。地方税法の採用する標準税率という制度を、各地方自治体が税率を自由に調整できる制度として、地方自治体は、標準税率によることなく、法人住民税と法人事業税の税率を低減させる競争により、法人の誘致が実行されるのが適切である。

税率を低減させて、法人の誘致の働きかけを行うことによって、会社移動が実現されることにより、現在の大都市圏の収入となっている法人住民税と法人事業税が、地方団体の税収とすることが図られる。このことを通じて、法人の国内における適正配置が実現されていくこととなろう。